

# 学生の修学状況（中退者・休学者）に関する調査【令和3年12月末時点】

- ◆ 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校（回答率96.2%）
- ◆ 調査時点：令和3年12月末時点
- ◆ 調査趣旨：各大学等における中退者・休学者の状況について調査

## 1. 中退者の状況（4～12月の状況）

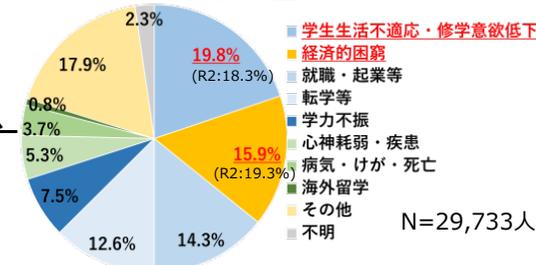
- **中退者数の割合は、令和3年度は令和2年度に比べて、若干増加している。コロナを理由とした中退者数の割合についても若干増加しており、実人数では約1.4倍となっている。**

大学 (大学院生 含む)	R3年度		R2年度		R元年度	
	4～8月	4～12月	4～8月	4～12月	4～8月	4～12月
中退者数	11,862人 (701人)	29,733人 (1,937人)	12,322人 (385人)	28,647人 (1,367人)	14,239人	36,016人
学生数に 占める中退 者数の割合	0.40% (0.02%)	<b>0.99%</b> <b>(0.06%)</b>	0.41% (0.01%)	0.97% (0.05%)	0.48%	1.22%

※R3年度(4～8月)、R2年度、R元年度の数値は過去の調査結果より引用

※表の括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合

R3中退者数の内訳（全体）

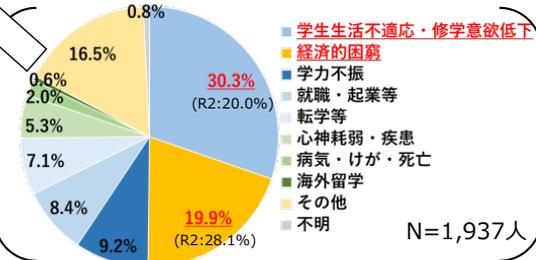


- **中退者のうちコロナを理由とした者の内訳としては、令和2年度と比べ、**

- ・学生生活不適合・修学意欲低下は増加  
(+10.3ポイント(R2:20.0%))

- ・経済的困窮は減少  
(-8.2ポイント(R2:28.1%))

R3中退者数のうちコロナを理由とした者の内訳



## 2. 休学者の状況（12月末時点の状況）

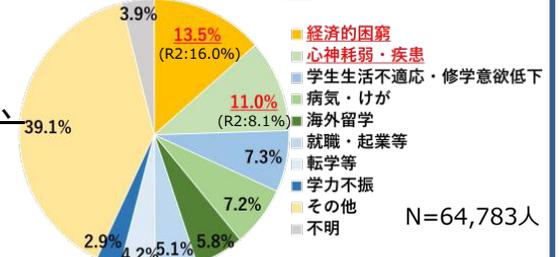
- **休学者数の割合は、令和3年度は令和2年度に比べて、やや減少している。コロナを理由とした休学者数の割合については若干増加しており、実人数では約1.3倍となっている。**

大学 (大学院生 含む)	R3年度		R2年度		R元年度	
	8月末時点	12月末時点	8月末時点	12月末時点	8月末時点	12月末時点
休学者数	50,908人 (4,418人)	64,783人 (5,855人)	47,087人 (2,677人)	65,670人 (4,434人)	-	71,287人
学生数に 占める休学 者数の割合	1.70% (0.15%)	<b>2.17%</b> <b>(0.20%)</b>	1.57% (0.09%)	2.23% (0.15%)	-	2.42%

※R3年度(4～8月)、R2年度、R元年度の数値は過去の調査結果より引用

※表の括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合

R3休学者数の内訳（全体）

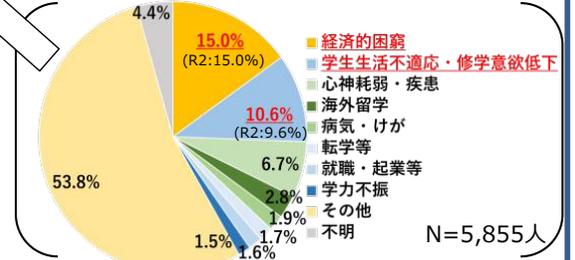


- **休学者のうちコロナを理由とした者の内訳としては、令和2年度と比べ、**

- ・経済的困窮は増減なし  
(±0.0ポイント(R2:15.0%))

- ・学生生活不適合・修学意欲低下はやや増加  
(+1.0ポイント(R2:9.6%))

R3休学者数のうちコロナを理由とした者の内訳



➡ 引き続き状況を注視するとともに、大学等と連携して学生へのきめ細かな支援を継続して実施。



トップページ> 外交政策> 人権・人道> 人権外交> 国際人権規約> 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

人権・人道

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について

平成24年9月

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）の批准書を寄託した際に、同規約第13条2（b）及び（c）の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

(参考)

社会権規約13条2（b）及び（c）「抜粋」

第13条2

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(注) 我が国は、社会権規約を批准した際、上記規定の適用に当たり、強調文字部分に拘束されない権利を留保。

このページのトップへ戻る

目次へ戻る

外務省について

- 大臣・副大臣・政務官
組織案内・所在地
在外公館
採用情報・ワークライフバランス等
審議会等
所管の法人
予算・決算・財務
政策評価
国会提出条約・法律案
外交史料館
このサイトについて

会見・発表・広報

- 記者会見
報道発表
談話
演説
寄稿・インタビュー
広報・パンフレット・刊行物
広報イベント
その他のお知らせ

外交政策

- 外交青書・白書
主な外交日程
<分野別政策>
日本の安全保障と国際社会の平和と安定
ODAと地球規模の課題
経済外交
広報文化外交
国民と共にある外交
その他の分野

国・地域

- 地域で探す
アジア
大洋州
北米
中南米
欧州
中東
アフリカ
国名で探す

海外渡航・滞在

- 海外安全対策
パスポート（旅券）
届出・証明
ハーフ条約
海外教育・年金・保険・運転免許
在外選挙
ビザ
在留外国人施策関連
統計・お知らせ

申請・手続き

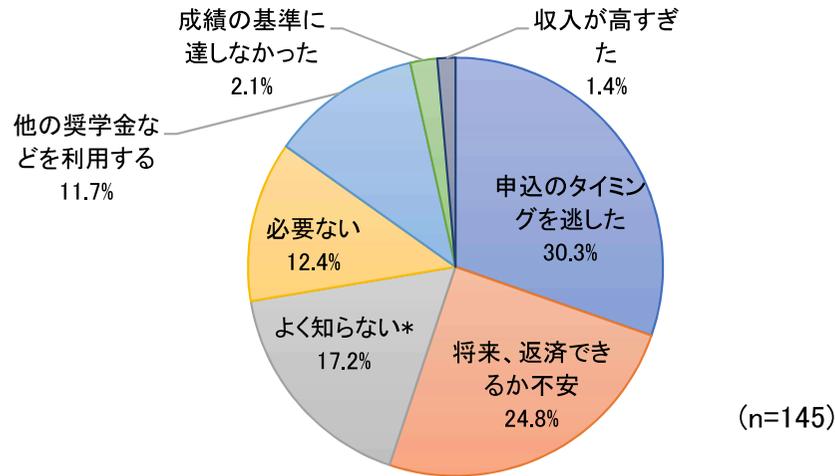
- 電子政府・電子申請・届出
情報公開・個人情報保護
公文書管理・外交記録公開
調達情報
その他の申請
メール配信サービス
国民の皆様からの御意見

# 奨学金に応募しなかった主な理由の一つが「返済への不安」

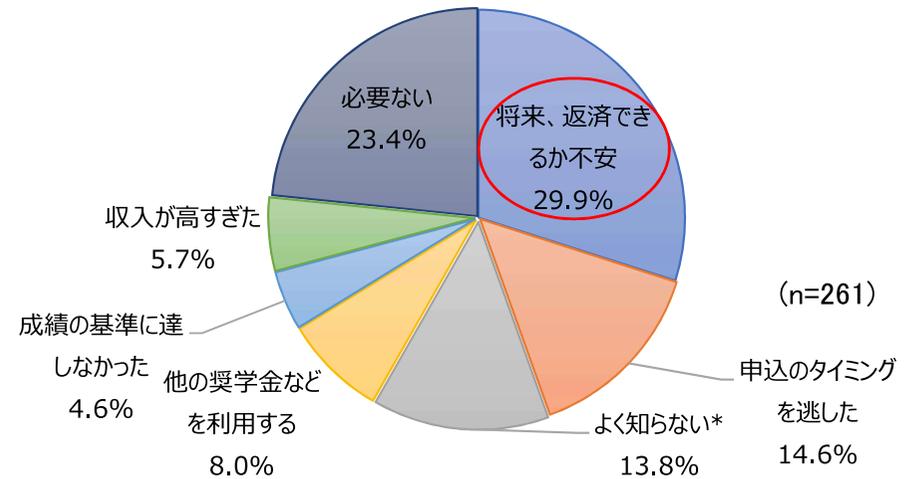
○奨学金に応募しなかった主な理由として、世帯年収400万円～850万円の世帯の約3割が返済への不安を挙げている。

## 日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）に応募しなかった主な理由

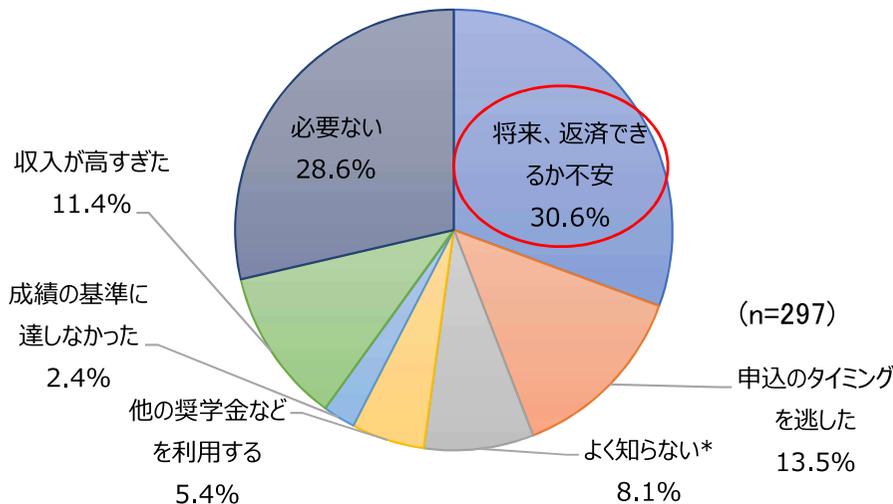
<世帯年収400万円未満>



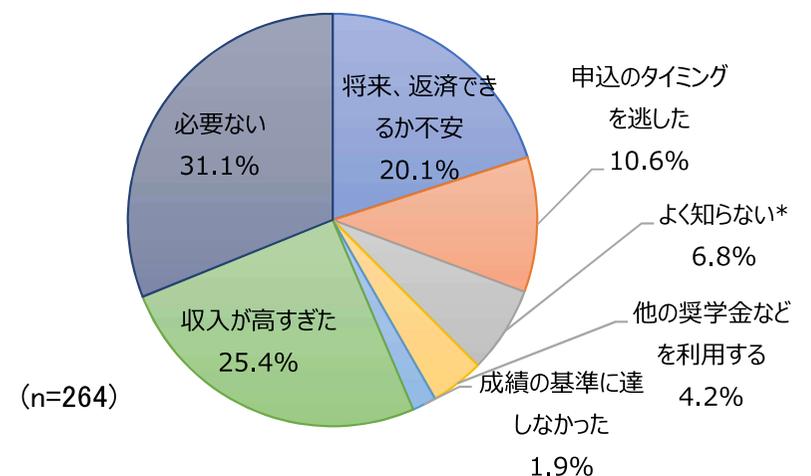
<世帯年収400万円以上650万円未満>



<世帯年収650万円以上850万円未満>



<世帯年収850万円以上1050万円未満>



\*「よく知らない」は、奨学金に応募したが「わからない」と回答した者

(出所) 文部科学省・国立教育政策研究所「高校生の進路に関する保護者調査」(令和元年12月)より作成。

# 奨学金の返還を延滞した場合

## 人的保証

### 本人に対して

- 請求（振替不能通知送付）
- 債権回収会社からの電話督促

### 連帯保証人・保証人に対して

- 督促状送付
- 債権回収会社からの電話督促

### 本人・連帯保証人・保証人に対して

- 債権回収会社が督促・回収

### 一括返還請求（支払督促申立予告）

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金に限る）および延滞金を請求します。（「期限の利益の喪失」）
- また、同時に支払督促申立の予告を行います。

### 支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立をします。

### 仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

### 強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産を差し押さえます。

## 機関保証

### 本人に対して

- 請求（振替不能通知送付）
- 債権回収会社からの電話督促
- 債権回収会社が督促・回収

### 本人に対して一括請求

- 督促にもかかわらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金に限る）および延滞金を請求します。（「期限の利益の喪失」）

### 代位弁済請求

- 本機構から保証機関（（公財）日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額の全額、利子（第二種奨学金に限る）および延滞金について請求を行います。

### 保証機関から請求・督促

- 代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から、本人へ代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

### 強制執行

- 返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます。



### 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関に個人情報登録されます。

## (5) 返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

※ 精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限りです。

## 1-4. 返還を延滞した場合

### (1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利子は除く、元金のみ）に対し、年（365日あたり）3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

### (2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せ、電話で督促が行われます。人的保証選択者は、連帯保証人や保証人へもお知らせします。それでも返還に応じない場合は、本機構が委託した債権回収会社が、奨学金の回収を行います。

### (3) 個人情報情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。（80ページ「2. 個人情報情報機関の利用」参照）

### (4) 法的手続き

人的保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額の全部、利子（第二種奨学金）、及び延滞金を一括で請求します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

### (5) 代位弁済

機関保証制度選択者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関（協会）に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関（協会）からあなたに督促することになります（7ページ「1-2. 奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

**自覚を持って、返還につとめてください。  
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。**

ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = (C \times 3 + (D - C) \times r) / D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

C 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあっては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

（第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率）

**第三条** 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資貸与金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

2 月額第二種学資貸与金の額及び利率については、前条の規定の例による。

3 一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

（第二種学資貸与金の利息の特例）

**第四条** 前二条の規定にかかわらず、第二種学資貸与金は、その貸与を受けている間並びに法第十五条第二項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第六条に規定する事由がある間は無利息とする。

2 次条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資貸与金の利率は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

（学資貸与金の返還の期限等）

**第五条** 法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した日（第三項において「六月経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資貸与金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種学資貸与金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 機構が、第一種学資貸与金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資貸与金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資貸与金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。

4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資貸与金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、割賦金

の減額及び支払回数の変更その他の学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない。

5 学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。（学資貸与金の返還期限の猶予）

**第六条** 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。（死亡等による学資貸与金の返還免除）

**第七条** 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（特に優れた業績による学資貸与金の返還免除）

**第八条** 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 附 則

（第二種学資貸与金の利率の特例）

**第二条** 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあっては、当該利率）」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第二条第一項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

## 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）

（平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十三号）

（改正 令和三年二月二十六日同第九号）

（個人番号の提供）

**第二十四条** 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号

<貸金業法>

(契約締結前の書面の交付)

第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 貸付けの金額
- 三 貸付けの利率
- 四 返済の方式
- 五 返済期間及び返済回数
- 六 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2・3 略

4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

(契約締結時の書面の交付)

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2～6 略

7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。

<貸金業法施行規則>

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項  
イ～ト 略
- チ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- リ・ヌ 略
- 二～四 略

2～8 略

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けに係る契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。） 次に掲げる事項  
イ～リ 略
- ヌ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容（旧利息制限法第一条第一項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む。）（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、記載を省略することができる。）

ル～ソ 略

二～四 略

2～18 略

# 請求の原因

1. 債権者は、平成15年6月18日に公布施行された独立行政法人日本学生支援機構法（以下、「機構法」という）に基づき、平成16年4月1日に成立した独立行政法人である。  
債権者は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他育英事業を行う者であり、債権者の成立により解散となった日本育英会の権利義務を承継している。（機構法附則第10条第1項）
2. 債権者は、債務者に対し、「日本学生支援機構奨学規程」の定めに基づき第二種奨学金（利息付き奨学金。貸与終了年月の翌月1日以降、年1.08000000%の割合の利息を付するもの。）として、下記のとおり貸与した。  
平成21年4月から平成25年3月までの間（48か月分）、月額金30,000円、  
合計額金1,440,000円。
3. 債務者は、平成26年11月30日に債権者に対し、上記規程に定める元利均等の月賦による上記貸与奨学金の返還および約定の利息の支払として、平成25年10月から令和8年9月までの156回にわたる月賦により、毎月27日に、月賦額金9,946円（但し最終回は金10,013円）ずつ分割して支払うこと、ならびにこの返還を延滞したときは、各延滞元本に対し各返還期日の翌日以降各完済に至るまで、年10%の割合（年365日の日割計算）による金額の延滞金を支払うことを約束した。（但し、猶予により平成25年10月からの支払を平成27年10月からの支払に、平成27年12月からの支払を平成28年12月からの支払に、平成28年12月からの支払を平成29年12月からの支払にそれぞれ繰り下げた。）
4. 債権者は、平成26年3月31日付「日本学生支援機構業務方法書」の改正により、平成26年3月28日以降に新たに賦課される延滞金の賦課率については、年5%に変更した。  
また、令和2年3月31日付「日本学生支援機構業務方法書」の改正により、令和2年3月28日以降に新たに賦課される延滞金の賦課率については、年3%に変更した。
5. しかるに債務者は、令和3年1月27日現在において、別紙請求金額内訳書記載のとおり元利金の返還を延滞しているものであり、この延滞元本に対する上記同日までの延滞金は同内訳書の「延滞金」欄記載のとおりであり、また同日の翌日以降も完済に至るまで、年3%の割合（年365日の日割計算）による金額の延滞金を支払うべきものである。
6. また、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項により、割賦金の返還を怠った者に対しては、債権者が指定する期日までに約定返還期日未到来分を含む返還未済額の全部を一括して返還させることができる定めであるところ、債権者は債務者に対し令和3年1月4日付発送し、令和3年1月6日に債務者に到達した書面で別紙請求金額

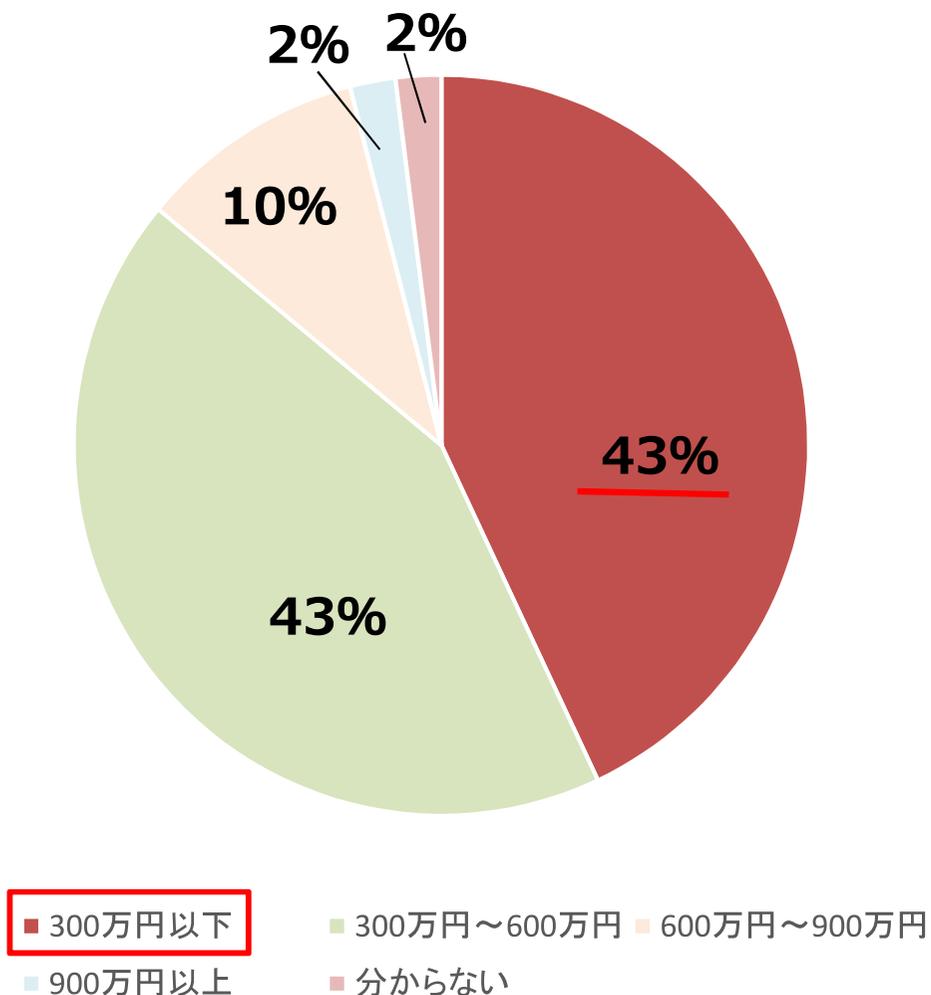
内訳書の「割賦返還額」欄の「約定返還期日未到来分小計」の元本を含む返還未済額の全部を令和3年1月27日を期限として返還すべきことを請求したが、債務者はこれを履行しないので、「約定返還期日未到来分小計」の元本、ならびにこれに対する令和3年1月28日以降完済に至るまで、年3%の割合（年365日の日割計算）による金額の延滞金の支払を求める。

# 奨学金を利用した学生の卒業後の状況

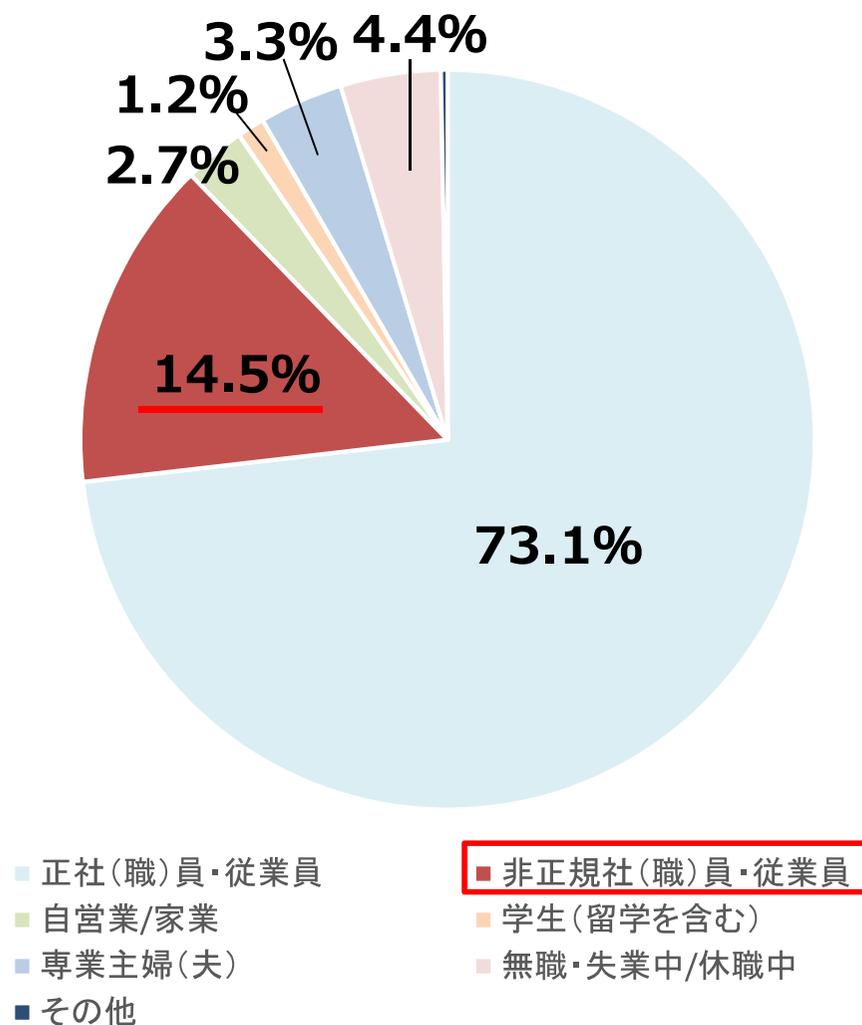
- 貸与型奨学金を借りて返還中の者のうち、約4割が年収300万円以下。
- 貸与型奨学金を借りて返還中の者のうち、約15%が、卒業後、非正規雇用。

(※推計)

## 令和元年度返還者の年収分布



## 令和元年度返還者の職業分布



(出所) 令和元年度 JASSO「奨学金の返還者に関する属性調査結果」より作成